限定承認公告

本籍岐阜県多治見市市之倉町七丁目一九二番地一三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　瀧下　孝雄

右被相続人は平成二十八年三月二十八日死亡し、その相続人は平成二十八年七月八日岐阜家庭裁判所多治見支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月十九日

愛知県北名古屋市西之保立石一〇一番地一　立石マンション三〇七号

限定承認者　中根　美穂

限定承認公告

本籍熊本県山鹿市方保田六五一番地、最後の住所熊本県熊本市中央区水前寺五丁目七番二〇号

被相続人　亡　内村　公一

右被相続人は平成二十七年十二月十三日死亡し、その相続人は平成二十八年七月五日熊本家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月十九日

熊本県八代市鏡町両出一三七五番地　相続財産管理人　本田　公紀

任意清算公告

当社は、平成二十八年六月三十日をもって解散し、定款の定めに従って清算することにしましたので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月十九日

熊本県菊池郡大津町大字室一一七番地一　合資会社古庄薬品

代表社員　下河辺絹子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十八年八月二十三日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年七月十九日

東京都港区芝三丁目二番一八号　株式会社D・R・M

代表取締役　住谷　英一

出資一口の金額の減少公告

当連合会は、平成二十八年四月二十四日開催の通常総会において、出資一口の金額を五十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十八年七月十九日

福岡市中央区薬院二丁目二番二四号　ダンススクール協同組合連合会

代表理事　安信富士子

訂正公告

平成二十八年七月一日（号外第一四七号）掲載の解散公告中、解散日「平成二十八年六月八日」とあるは「平成二十八年六月三十日」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年七月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　Citco Japan株式会社

代表清算人　松澤　和浩

訂正公告

平成二十八年五月十日掲載の合併公告中、乙の住所「東京都目黒区目黒三丁目二番三号」とあるのは「東京都目黒区目黒三丁目一番三号」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年七月十九日

東京都品川区大崎四丁目二番四号

（甲）東京ガスライフバルカンドー株式会社

代表取締役社長　飛田　茂

東京都目黒区目黒三丁目一番三号

（乙）東京ガスライフバル目黒株式会社

代表取締役社長　大泉　正弘

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年六月十日（号外第百二十九号）公布総務省・財務省令第五号（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則）（原稿誤り）				
六	下	一	その者	当該株主等である者
七	〃	一七	その者	相手国団体
八	上	終りから三	第十八条第一項	第十五条第一項若しくは第二項又は第十八条第一項
一四	〃	一二～一一	第十八条第二項	第十五条第三項若しくは第四項又は第十八条第二項
一五	〃		四	

一五ページ下段表中

「

当該租税条約の効力発生の日	適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。）
効力発生の日と	適用開始日と

」は

「

、入国の日	、適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。）

」の誤り。

平成二十八年六月十日（号外第百二十九号）公布財務省令第五十三号（租税特別措置法施行規則及び復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）

二五　上　六別表第七㈠の表の備考2⑱及び別表第七㈠の表の備考3　別表第七㈠の表の備考2⑱

二五ページ上段八行目と九行目の間に次のように加える。

別表第七㈠の表の備考3中「もの」の次に「（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。）」を加える。

二五　上　二一　改め　改め、同項第一号中「第三十三条第四項第一号」を「第三十三条第九項第一号」に改め

（印刷誤り）

二五　上　終りから六～五　第第十八項　第十八項

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月十五日付特第三一号二
政府調達第一三四号四〇ページ●同月十九日付第一五九号九六ページ●同日付
ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）